

- ・協会けんぽ保険料率の改定
- ・雇用保険の適用拡大含む雇用保険法等改正案、国会提出へ
- ・高年齢雇用継続給付金、2025年4月から給付率縮小へ

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

協会けんぽ保険料率の改定

2024年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、3月分(4月納付分)より、以下の通り変更となります。

健康保険料率(協会けんぽ)							介護保険料率					
大阪府	10.34%	↑	兵庫県	10.18%	↑	京都府	10.13%	↑	奈良県	10.22%	↑	
北海道	10.21%	↓	宮城県	10.01%	↓	東京都	9.98%	↓	福岡県	10.35%	↓	
										全国一律	1.60%	↓



雇用保険の適用拡大含む雇用保険法等改正案、国会提出へ

2024年2月9日、雇用保険法等の一部を改正する法律案が国会へ提出されました。概要の一部を記載しております。

雇用保険の適用拡大

雇用保険被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大する

2028年10月1日
施行

教育訓練やリ・スキリング支援の充実

①	自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限をせず、雇用保険の基本手当を受給できるようにする ※自己都合で退職した者については、給付制限期間を原則2か月としているが、1か月に短縮する(通達)	2025年4月1日 施行
②	教育訓練給付金について、訓練効果を高めるためのインセンティブ強化のため、雇用保険から支給される給付率を受講費用の最大70%から80%に引き上げる ※教育訓練受講による賃金増加や資格取得等を要件とした追加給付(10%)を新たに創設する(省令)	2024年10月1日 施行
③	自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金を創設する	2025年10月1日 施行

高年齢雇用継続給付金、2025年4月から給付率縮小へ

来月で60歳になる従業員がいます。定年後の再雇用契約では、給与が下がる予定ですが、給付金の受給はできますか。



①

定年後に継続して再雇用した場合は、要件を満たせば「高年齢雇用継続基本給付金」の受給が可能です。
被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者で、60歳以後の各月に支払われる賃金が、原則60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者に対し、65歳に達するまでの期間について、60歳以後の各月の賃金の15%が支給されます。
※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金額の70.15%を超え、75%未満の場合は逡減した率となります。
しかしながら、法改正により給付金の給付率が縮小されることが決定しました。



②

いつから、どれくらい縮小されるのでしょうか。



③

2025年4月1日施行

給付率: 15% ⇒ 10% に縮小

※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して
・70.4-75%: 給付額は逡減
・75%以上 : 支給しない

対象: 2025年度から新たに60歳となる労働者

今後さらに段階的な縮小や、廃止も含めて検討されています。



④

来年の4月から縮小で、今後廃止の可能性もあるんですね。
なぜ廃止が検討されているのでしょうか。



⑤

高年齢者雇用安定法により、65歳までの雇用確保措置が義務化され、また、70歳までの就業確保措置が努力義務化されたことにより、企業における安定した雇用・就業の確保ができるようになりました。

また、同一労働同一賃金により、定年後再雇用された有期契約労働者についても、不合理な待遇差が禁止されることとなりました。

これらにより、65歳までの雇用確保の仕組みが整備されたことが理由と考えられます。



⑥

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2024.02.19

NK-GROUP
イラスト協力: WANPUG

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。